

記載要領（案）

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添資料を適宜活用すること。なお、「3.「再取得に必要な財産」の「（１）将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的１㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「（２）大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、別に定める数値を用いることとする。

【共通事項】

- 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。
- 施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。
- 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。
- 各計算の過程において１円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

【個別事項】

1. 「活用可能な財産の算定」

- 「資産」欄は、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額が自動転記される。
- 「負債」欄は、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額が自動転記される。
- 「基本金」欄は、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額を入力すること（※）。
（※）施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額が自動転記される。

- 「国庫補助金等特別積立金」欄は、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額が自動転記される。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

（1）財産目録における貸借対照表価額

- 「合計」欄は、財産目録のうち、控除対象となる財産の貸借対照表価額の合計額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した財産の貸借対照表価額の合計額が自動転記される。

（2）対応負債

- 「1年以内返済予定設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額が自動転記される。

- 「1年以内返済予定リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額が自動転記される。

- 「設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額が自動転記される。

- 「リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額が自動転記される。

（3）合計

- 「対応基本金」欄については、貸借対照表の「基本金」のうち、「第一号基本金」及び「第二号基本金」の合計額を入力すること。

- 「合計」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

- 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物（基本財産及びその他の固定資産）ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。

- 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。

- 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」とすること。

- 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。

- 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること（P）。

- 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

- 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。

(2) 大規模修繕に必要な費用

- 「合計額①」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

- 「貸借対照表価額」欄については、「大規模修繕実績額」が不明な場合に限り、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「貸借対照表価額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「貸借対照表価額」が自動転記される。

（3）設備・車輛等の更新に必要な費用

- 「合計」欄は、財産目録のうち、「減価償却累計額」が入力されている建物を除く控除対象となる財産の「減価償却累計額」の合計額を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した、建物を除く全ての財産の「減価償却累計額」が自動転記される。

4. 「必要な運転資金」

- 「金額」欄については、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を入力すること。

5. 「計算の特例」

- 「3. 「再取得に必要な財産」の「（4）合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の総額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、「2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」～「4」までに入力した結果にかかわらず、「2」の「（3）合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の総額を控除することができる。
この場合は本計算式を使用すること。

6. 「社会福祉充実残額」

- 合計額については、1万円未満を切り捨てること。
- 「5. 「計算の特例」に該当する場合、「2」～「4」までの合計額と、「2」及び「5」の総額を比較していずれか高い方の金額が「控除対象財産計」となること。